



京都市立高等学校教職員組合

HP アドレス

<http://www8.plala.or.jp/kyotoshiko/>〒606-8397 京都市左京区
聖護院川原町 4-13 京都府教育会館
TEL771-1328 FAX752-2148

こんにちは。京都市立高等学校教職員組合です。今月号の「市高のてびき」では、以下の4点を説明します。

管理運営規則（管運）

地方教育行政法第33条に「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編成、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。」と規定されています。よって、教育委員会は、学校の管理運営の基本的事項（管理運営事項）を教育委員会規則の形で定めることが義務付けられています。これを一般に管理運営規則（管運）と呼んでいます。京都市立高校に関するものは、「京都市立高等学校の管理運営に関する規則」という名称です。

管理運営規則の目的は、学校管理の体系を明らかにし、その秩序の確立を図り、学校管理の基本的方針を明らかにし学校管理を適正かつ効率的なものとし、さらに、教育委員会の責任事項を明らかにして教育委員会と学校との事務分担を明確にして学校の主体性を保持させることにあるといわれています。

京都市は、平成21年度、各校に定められていたものを全市統一に改めました。

市高では、こうした管運のもとでも、教育の活力をなくす字句通りの運用ではなく、以前より築いてきた民主的な学校運営を大切にしながら教育活動を行っています。



主任手当

教育業務連絡指導手当のことを主任手当と呼んでいます。主任手当は「校務について連絡調整及び指導助言に当たる教諭で、その担当に係る業務に従事したときに支給される。」とされています。

支給対象者は、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、学年主任、企画推進主任（各校によってさまざまな呼称があります）などで、手当額は1日につき200円です。年次休暇・特別休暇、自宅研修、職務専念義務免除などが終日に及ぶ場合は、支給対象日にはなりません。

生かす会

正式名称は「市立高校の主任手当を子どもと教育に生かす会」です。生かす会の会則第4条で「この会は、この会の目的に賛同する職場管理委員会及び市立高教組執行委員会によって構成する。」と定められています。

憲法・教育基本法の下で学校教育が行われるようになり、主任は職場で民主的に話し合い、公互選で決められてきました。しかし、市教委は1980年、各校の主任を市教委と校長の「協議」で一方向的に決めて任命するという任命主任制を導入しました。

この任命主任制に反対して主任の方々が拠出された主任手当を、文字通り、子どもと教育に還元していこうという趣旨で、1981年に始められたのが「生かす会」です。市高では多くの主任の方々が主任手当を拠出されています。

事務局は市高の書記局が担当しており、現在の主な事業は、災害見舞金事業と職場還元金事業の2つです。災害見舞金事業では、生徒の保護者の死亡、自宅火災に対して1件6万円の見舞金を支給しています。また、職場還元金事業では、今までに生徒用パソコン、ベンチ、行事用テント、冷水機などが購入されています。これらの事業は、総会や代表委員会で民主的に話し合っ、教職員の合意のもとで行われています。